

NO.	分類	質問	回答
1	制度概要	中小企業省力化投資補助金の目的について教えてください。	【公募要領 1-1 目的】 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的としております。
2	制度概要	補助事業とは何ですか。	【公募要領 1-1 目的】 本補助金の対象となる製品を導入し、実施する事業のことを指しております。
3	制度概要	省力化製品カタログとは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 「カタログ」とは、本事業においては、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、従前と同等またはそれ以上の付加価値を産出するために投入する労働量を減少させることで人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象として登録された製品のリストを指します。
4	制度概要	省力化製品とは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された汎用製品を指します。 製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指標を満たすか等を工業会等及び事務局において審査し、中小企業庁において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになります。
5	制度概要	省力化製品製造事業者とは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 中小企業等の人手不足解消に効果があるIoT、ロボット等の省力化製品を製造している事業者又は国内における総代理店（日本国内における独占販売権を保持している事業者）として当該製品を扱う事業者を指します。
6	制度概要	補助事業者とは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 「補助事業者」とは、省力化製品の導入により人手不足解消を目指す中小企業等であって、販売事業者と共同で本補助金の申請を行い交付の対象となった事業者を指します。
7	制度概要	カタログはどこで手に入りますか。	ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。
8	制度概要	GBizIDプライムとは何ですか。	GBizIDとは、複数の行政サービスを一つのアカウントにより、ご利用いただけるデジタル庁の認証システムです。GBizIDは、GBizIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）からご登録いただけます。よろしければ、ホームページに紹介動画が掲載されていますので、ご参照ください。
9	制度概要	GBizIDプライムの作成方法について教えてください。	GBizIDホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/ ）をご確認ください。
10	製品カテゴリ登録	製品カテゴリ登録をするのは誰ですか。	【公募要領 1-2 定義】 当該製品を生産することが想定される事業者等を主な会員とする工業会等です。
11	製品カテゴリ登録	製品カテゴリ登録の手続きを教えてください。	【製品カテゴリ 登録要領 1-3 事業スキーム】 工業会等が会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、事務局に対して製品カテゴリの登録申請を行います。事務局から申請内容の報告を受け、中小企業庁は業所管省庁等と協議して製品カテゴリの審査を行うと同時に当該製品カテゴリにおける省力化基準の策定が行われます。その後、製品カテゴリ、当該製品カテゴリに属する省力化製品の審査を行う工業会等（審査担当工業会）、及び当該製品カテゴリにおける省力化基準について、外部有識者を交えた第三者委員会での協議の後、中小企業庁にて認定を行います。これにより製品カテゴリが創設され、それに属する省力化製品は以降の省力化製品公募において募集の対象となります。 登録申請の流れについては【製品カテゴリ登録要領 4-1申請の流れ】をご確認ください。
12	製品カテゴリ登録	製品カテゴリの意見を提出しますが、審査の進捗状況を教えてください。	審査の進捗状況についてはお答えしておりません。お待ちください。
13	製品カテゴリ登録	製品カテゴリは今後追加されることはありますか。	製品カテゴリは随時募集しており、新規に登録されましたらホームページで公表いたします。
14	製品登録	省力化製品登録の際の申請単位について教えてください。	【省力化製品・省力化製品製造事業者 登録要領 3-3 省力化製品の要件】 申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行ってください。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせる製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみをパッケージとして登録してください。 ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となります。 詳細は省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領をご確認ください。
15	製品登録	製品審査申請書について、複数の製品の登録申請する場合、1つのファイルで申請できますか。	1申請につき、1ファイルでの申請となります。
16	製品登録	製品審査申請書 ⑤カタログ掲載情報について、添付する製品写真のファイル形式に指定はありますか。	申請書に添付できるファイルの形式であれば、問題ございません。
17	製品登録	製品審査申請書 ⑤カタログ掲載情報について、添付する製品写真の画像サイズに指定はありますか。	10MB以内の画像で添付ください。
18	製品登録	工業会に属していないのですが、省力化製品登録はできますか。	工業会に属しなくても製品登録は可能です。
19	製品登録	現在製品カテゴリ登録されていないが、省力化製品登録はできますか。	登録された製品カテゴリに該当する製品のみが省力化製品として登録できます。
20	製品登録	製品カテゴリの登録が完了したが、省力化製品を登録できるか	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 2-3省力化製品・製造事業者の登録手順】 HPに公開されている省力化製品カテゴリに該当する製品は随時募集しております。 該当申請様式に必要事項を記載の上、該当工業会へ申請ください。 詳細は省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領をご確認ください。
21	製品登録	承認カテゴリ一覧に記載ある省力化製品は登録できますか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 2-3省力化製品・製造事業者の登録手順】 HPに公開されている省力化製品カテゴリに該当する製品は随時募集しております。 該当申請様式に必要事項を記載の上、該当工業会へ申請ください。 詳細は省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領をご確認ください。
22	製品登録	納品実績報告書について海外企業への販売実績を入力してもいいですか。	本補助金は国内企業向けの補助金となり、納品実績報告書では国内企業への販売実績及び価格を確認する資料のため海外企業への販売実績は含めず国内の販売実績で入力ください。
23	製品登録	製品登録審査申請、および製造事業者登録申請における書類の提出先は、ホームページ	【承認カテゴリ一覧】 製品登録審査申請、および製造事業者登録申請における書類の提出先は、ホームページに掲載されている、承認カテゴリ一覧の審査担当工業会のメールアドレスにて提出ください。
24	製品登録	省力化製品の製品価格をオープン価格としているため、希望小売価格を定めていません。製品審査申請書②製品審査申請書（事務局用）の「本補助金における製品本体の想定小売価格（機器購入代金）」は未入力でもいいですか。	製品審査申請書の②製品審査申請書（事務局用）「本補助金における製品本体の想定小売価格（機器購入代金）」は、シート①製品審査申請書（工業会用）で入力する機器購入代金が反映されます。省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 3-3（2）をご参照の上、機器購入代金の入力をお願いいたします。
25	製品登録	同一省力化製品を複数のカテゴリで製品登録可能ですか。	カテゴリ毎に省力化製品の登録要件を満たせば製品登録可能です。

NO.	分類	質問	回答
26	製品登録	登録を希望する製品カテゴリの製品審査申請書「業種」欄に、弊社の製品が使用されると想定される業種がありませんが、製品登録申請は可能ですか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 2-4 省力化製品の登録内容】 製品の対象業種設定に際しては、製品が属する製品カテゴリで登録された業種のなかから設定することとし、それ以外の業種の登録は認められません。
27	販売事業者登録	販売事業者登録時に登録した省力化製品の本体販売価格、及び導入・設定費用がカタログに掲載されますか。	販売事業者登録時に製品本体販売価格、及び導入・設定費用のカタログ掲載可否をご選択いただけます。「カタログに価格を掲載する」と選択された製品についてはカタログに掲載されます。
28	販売事業者登録	法定耐用年数とは何ですか。	法定耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数を指します。
29	販売事業者登録	製造事業者と販売事業者を兼務したい場合、製造事業者登録と販売事業者登録、どちらも申請する必要がありますか。	【省力化製品省力化製品販売事業者登録要領 2-1 (2) 製造事業者が販売事業者として登録する場合】 製造事業者が自ら製造する省力化製品を中小企業等に対して直販を行っており、その際に本補助金を活用しようとする場合は、省力化製品の登録後に、販売事業者としての登録申請を行う必要があります。
30	販売事業者登録	販売事業者登録申請の際、製造事業者への確認はどのように取るのでしょうか。	申請方法についての詳細は今後案内される「申請の手引き」をご確認ください。
31	販売事業者登録	「申請マイページ」とは何ですか。	今後ホームページでお知らせいたします。
32	販売事業者登録	販売事業者登録申請要件について教えてください。	【省力化製品販売事業者登録要領3-1.販売事業者の要件】 ホームページに掲載の省力化製品販売事業者登録要領3-1.販売事業者の要件をご参照ください。
33	販売事業者登録	販売事業者登録申請のスケジュールを知りたいです。	今後ホームページでお知らせいたします。
34	販売事業者登録	販売事業者登録申請方法について教えてください。	【省力化製品販売事業者登録要領4-1.申請方法及び申請項目】 ホームページに掲載の省力化製品販売事業者登録要領4-1.申請方法及び申請項目をご参照ください。
35	販売事業者登録	製品登録要領とは別に、販売事業者向けの登録要領は公開されていますか。	ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。
36	補助金交付	「補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定し…」と記載があるが、年平均成長率の算出式はありますか。	【公募要領 2-1 補助額について】 労働生産性は以下のように定義するものとします。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとします。 (付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費) (労働生産性) = (付加価値額) ÷ (従業員数) (労働生産性の年平均成長率) = [{ (効果報告時の労働生産性) ÷ (交付申請時の労働生産性) } ^ (効果報告回数) - 1] × 100% ※当該報告を含める。つまり、過去に効果報告を行った回数に1を加えた値となる。
37	補助金交付	交付申請できる補助上限額はいくらかですか。	【公募要領 2-1 補助額について】 ・本事業における補助上限額は以下となります。 従業員数5名以下：200万(300万) 従業員数6～20名：500万(750万) 従業員数21名以上：1,000万(1,500万)と従業員数ごとに異なります。 ※補助事業者が【公募要領 2-1 補助額について(2)②】に規定する員上げを達成する見込みの事業計画を策定し、達成した場合は補助上限額を表中括弧の額に引き上げる ・補助率：1/2以下 詳しくは公募要領をご確認ください。
38	補助金交付	収益納付とは何ですか。	【公募要領 2-1 補助額について】 効果報告から、本事業の成果により収益が得られたと認められる場合には、受領した補助金の額を上限として納付が必要です。ただし、効果報告の対象年度の決算が赤字の場合は免除されます。
39	補助金交付	事業場内最低賃金の「事業場」とは、具体的にどこを指しますか。	【公募要領 2-1 補助額について】 補助事業を実施する事業場を指します。
40	補助金交付	交付申請時に申請をした員上げ目標を達成できなかった場合、補助金額が変更される場合がありますか。	【公募要領 2-1 補助額について】 補助事業期間終了時の実績報告において員上げの目標が達成できていないことが確認された場合、補助額の確定の際、補助上限額の引き上げを行わなかった場合の補助額と等しくなるように補助額を減額します。このとき、事業場内最低賃金の引き上げ額及び給与支給総額の増加率は、それぞれ交付申請時の直近月の値と実績報告で提出した値を比較して計算します。 また本目標を達成するために報告対象期間のみ賃金を引き上げ、実績報告以降に賃金を引き下げることは認められません。自己の責にふさわしい正当な理由なく、効果報告時点で給与支給総額または事業場内最低賃金が実績報告時点の値を下回っていた場合、補助金の返還を求める場合があります。
41	補助金交付	給与支給総額とは具体的に何ですか。	【公募要領 2-1. 補助額について】 給与支給総額は、全従業員（非常勤を含む）に支払った給与と等（所定内給与のみ、賞与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は含まない）となります。
42	補助金交付	補助上限額の引き上げとなる「大幅な員上げ」の定義はありますか。	【公募要領 2-1. 補助額について】 申請時と比較して、(a)事業場内最低賃金を45円以上増加させること、(b)給与支給総額を6%以上増加させることの双方を補助事業期間終了時点で達成すること、且つ申請時に員金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要です。 詳しくは公募要領をご確認ください。
43	補助金交付	公募要領2-1 (2) ②員上げの目標の策定は必須ですか。	【公募要領 2-1 (2) ②】に規定する員上げの目標の策定は必須ではありません。
44	補助金交付	補助対象外となる導入経費は何ですか	【公募要領 2-2 補助対象経費】 例えば交付決定前に発生した費用や省力化製品の試運転に伴う原材料費、光熱費等です。詳細は公募要領をご確認ください。
45	補助金交付	省力化製品の設置・導入にかかる移動交通費・宿泊費は補助対象となりますか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 移動交通費・宿泊費は導入経費の補助対象外となります。
46	補助金交付	交付決定前に発生した費用は補助対象になりますか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 交付決定前に発生した費用は補助対象外となります。 いかなる理由であっても事前着手は認められませんのでご注意ください。
47	補助金交付	省力化製品の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となります。 詳細は公募要領をご確認ください。
48	補助金交付	ソフトウェアは申請可能ですか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 補助事業のために使用される機械設備や工具・器具、及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア等の購入に要する経費は補助対象となります。ソフトウェア単体の申請はできません。
49	補助金交付	「みなし大企業」は、交付申請することが可能ですか。	【公募要領 2-3 補助対象事業者】 みなし大企業は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は公募要領を参照してください。

NO.	分類	質問	回答
50	補助金交付	資本金と従業員数の双方が中小企業要件に該当しなければ申請できませんか。	【公募要領 2-3 補助対象事業者】 資本金又は従業員数のどちらから片方が中小企業要件に該当する場合は、申請が可能です。双方が該当しない場合は申請できません。 また、本事業の補助対象となるには、【公募要領 2-3 補助対象事業者】の要件を満たす必要があります。
51	補助金交付	常勤従業員の定義を教えてください。	【公募要領 2-3 補助対象事業者】 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。
52	補助金交付	海外企業や海外企業の子会社は対象となりますか。	【公募要領 2-3 補助対象事業者】 本事業の補助対象者は、交付申請時点において日本国内で事業を営む中小企業者等です。詳細は公募要領を参照してください。
53	補助金交付	医療・介護・クリニックは補助対象となりますか。	【公募要領 2-4 補助金等の重複について（6）】 公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬など間接直接を問わず、国が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複している事業は補助対象外となります。
54	補助金交付	ものづくり補助金との併用は可能ですか。	【公募要領 2-4 補助金等の重複について】 過去に中小機構の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、それから10ヶ月を経過していない事業者または過去3年間に、2回以上同補助金の交付決定を受けた事業者は補助対象外となります。詳細は公募要領をご確認ください。
55	補助金交付	事業再構築補助金との併用は可能ですか。	【公募要領 2-4 補助金等の重複について】 中小企業庁の「事業再構築促進補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者は補助対象外となります。詳細は公募要領をご確認ください。
56	補助金交付	省力化製品製造事業者が補助事業者として交付申請できますか。	【公募要領 2-4. 補助金等の重複について】 省力化製品製造事業者は、補助事業者として交付申請することはできません。
57	補助金交付	省力化製品販売事業者が補助事業者として交付申請できますか。	【公募要領 2-4. 補助金等の重複について】 省力化製品販売事業者は、補助事業者として交付申請することはできません。
58	補助金交付	交付決定後に別の補助金が交付決定した場合、本補助金の交付決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることはありますか。	【公募要領 2-4（1）～（7）に記載されている下記に該当する場合は、交付決定後であっても補助対象外となります。 （1）過去に本事業の交付決定を受けた事業者 （2）過去に中小機構の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、それから10ヶ月を経過していない事業者 （3）過去3年間に、2回以上、中小機構の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受けた事業者 （4）中小機構の「事業再構築促進補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者 （5）観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者 （6）その他の国庫及び公的制度からの二重受給・間接直接を問わず、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と補助対象経費が重複しているもの。 ・補助対象経費が重複していないが、テーマや事業内容が中小機構の「IT導入補助金」と同一又は類似内容の事業（同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの）。 ・なお、これまでに交付を受けた若しくは現在申請している（公募申請、交付申請等すべて含む。）補助金及び委託費の実績については、必ず申請し、これらとの重複を含まないかを事前に確認すること。 （7）本事業の製造事業者、販売事業者に該当する場合
59	補助金交付	本補助金は中小企業のみで申請できますか。	【公募要領 3-1 全体フロー】 中小企業等と販売事業者が共同で交付申請を行う必要があります。
60	補助金交付	保険料は補助対象になりますか。	【公募要領 3-2 事業計画の策定】 保険料は補助対象外です。
61	補助金交付	新規事業での補助金申請は可能ですか。	【公募要領 3-2 事業計画の策定】 本事業は省力化を目的とすることから、新規事業は対象とはなりません。
62	補助金交付	複数の省力化製品を補助対象として交付申請を行う際、交付申請額が上限額を超えても申請は可能ですか。	【公募要領 3-3 交付申請】 補助上限額は全ての交付申請の総額にて決定されます。また、補助事業終了後の実績報告がすべての共同申請に対して提出されてから、補助額の確定が行われます。
63	補助金交付	複数の省力化製品を申請する場合、1製品ずつ交付申請が必要になりますか。	【公募要領 3-3 交付申請】 複数の製品を補助対象として同じ公募回に申請を行う場合であって、その各製品を取り扱う販売事業者が異なる場合は、各販売事業者と個別に申請を行います。個別に行った共同申請のそれぞれに対して交付決定が行われ、補助事業を実施する必要があります。
64	補助金交付	購入した製品の支払い方法は現金ですか。銀行振込ですか。	【公募要領 3-4 補助事業の実施】 支払い方法は銀行振込のみ認められます。現金での支払は認められません。
65	補助金交付	補助事業の実施場所は、採択されてから決めても良いですか。	【公募要領 3-5 補助事業終了後のフォローアップ】 本補助金申請時の事業計画と異なる実態であることが確認された場合は交付取消となりますので、ご注意ください。
66	補助金交付	交付申請の際、販売事業者もGBizIDプライムを取得する必要がありますか。	販売事業者はGBizIDプライムを取得する必要はありません。
67	補助金交付	GBizIDプライムをすでに取得していますが、本事業に申請するために、再度発行する必要がありますか。	再度の発行は不要です。GBizIDプライムは、同一の法人かつ同一の利用者の名義により、複数のアカウントの発行を行うことができます。
68	補助金交付	公募要領3-2（1）に「本事業は省力化を目的とすることから、新規事業は対象とはならない。」とあるが、新規事業の定義を教えてください。	新規事業とは、新たな事業として行うものを指します。 本補助事業の目的として、省力化に資するものであることが要件となっており、過去実績がない事業については、比較対象がなく、省力化に資するものであるか確認できないため補助対象外となります。
69	補助金交付	非収益事業は、本事業の補助対象となりますか。	非収益事業は本事業の補助対象外です。